

仙台市 I C T 利活用方針

2016-2020(中間案)

平成 28 年 3 月
仙 台 市

目 次

第1章	利活用方針の概要	1
1	策定の趣旨	1
2	対象期間	1
第2章	策定の背景	2
1	I C Tを取り巻く状況	2
(1)	I C Tインフラ整備中心の時代から利活用の時代へ	2
(2)	クラウドコンピューティングの普及	3
(3)	マイナンバー制度の導入	4
(4)	情報セキュリティへの不安	4
(5)	情報格差の状況	5
(6)	国のI C T関連施策	6
2	総合計画等との関係	7
(1)	ひとが輝く杜の都・仙台（総合計画2020）	7
(2)	仙台市政策重点化方針2020	7
(3)	東日本大震災からの復興を踏まえた取り組み	8
3	これまでの情報化推進に向けた取り組み	9
(1)	情報化推進に向けた計画等	9
(2)	これまでの成果	9
(3)	今後の課題	10
第3章	基本方針	11
1	基本的な考え方	11
2	基本方針	12
第4章	具体的な取り組み方針	13
1	まちづくりを支える高度なI C T利活用	13
(1)	情報の高度な利活用によるまちづくりの実現	13
(2)	暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実	15
2	緊急時等に効果を発揮するI C T利活用	18
(1)	緊急時に迅速かつ確実な対応を行うための備え	18
(2)	サービスを継続できる強靱な体制・環境の構築	19
3	攻めの業務改革に向けたI C T利活用	22
(1)	新しい技術等を積極的に活用した業務改革の推進	22
(2)	I C Tを効果的に利活用できる情報化人材の育成	24
4	強靱な情報セキュリティの確立	26
(1)	安全・安心なサービスを提供するための情報セキュリティ	26
(2)	多様なI C T利活用に応じた情報セキュリティ	27
第5章	情報化の推進に向けて	30

資料編

1	各種要綱.....	31
2	仙台市情報化推進会議委員名簿	34
3	これまでの主な取り組み	35
(1)	市民サービスの向上に向けた情報化の取り組み	35
(2)	市民の安全・安心の向上に向けた情報化の取り組み	38
(3)	行政内部の情報化に関する取り組み	39
4	用語解説.....	40

第 1 章 利活用方針の概要

1 策定の趣旨

本市では、I C T (情報通信技術) を効率的・効果的に利活用することで市民サービスの充実や行財政改革等を図るため、平成 23 年度から平成 27 年度までの期間を対象に、I C T 利活用に関する統一的な方針を示した「仙台市 I C T 戦略 2011-2015」を策定し、情報化を推進してきました。こうした取り組みを進めてきた結果、I C T を利活用した市民サービスの向上や行政運営の効率化などの情報化施策はおおむね順調に実現しました。

I C T は、依然として急速な発展を続けており、情報通信網の高速化やスマートフォンの普及などによって市民生活や経済活動に広く浸透し、ライフスタイルや社会経済に大きな変革をもたらし続けています。

また、マイナンバー制度の導入やパーソナルデータの利活用に向けた動きなど、I C T の利活用を可能とする制度面での環境整備が進んでおり、今後、I C T が関わる範囲や分野はさらに拡大していくことが予想されます。

一方、I C T の進展に伴い、サイバー空間での攻撃手法の巧妙化・複合化による脅威への対応や、災害による情報システムやネットワークの停止に対応するための業務継続など、I C T を取り巻く状況には様々な課題があります。

震災復興計画期間が終了した後、仙台市基本計画の後半の 5 年間にあたる平成 28 年度から平成 32 年度までの期間において、重点的に取り組むべき政策を円滑に進めるためには、これらの課題に的確に対応し、I C T の持つ可能性を最大限に利活用することが必要となります。

このような I C T の進展や新たな課題が生じている状況を踏まえ、これまで取り組んできた市民サービスの更なる向上を図るとともに、新たに魅力あるまちづくりを支えるという視点を加えつつ、全庁的な体制の下で効果的かつ安定的に I C T の利活用を推進していくために、「仙台市 I C T 利活用方針 2016-2020」(以下「利活用方針」という。)を策定します。

2 対象期間

対象期間は平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 5 年間とします。

また、I C T を取り巻く状況は変化が激しいことから、柔軟かつ機動的に情報化を推進するため、I C T の動向や情報化関連施策の実施状況等を定期的に把握し、必要に応じて利活用方針の見直しを行います。

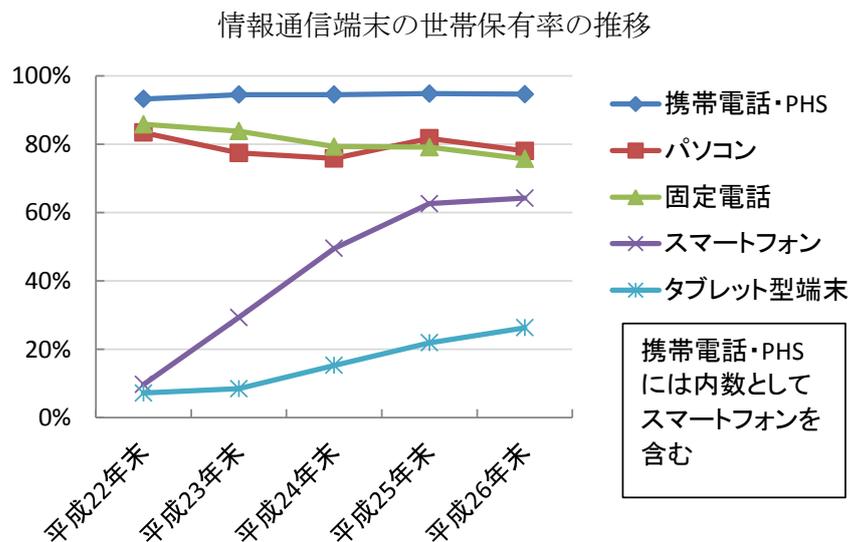
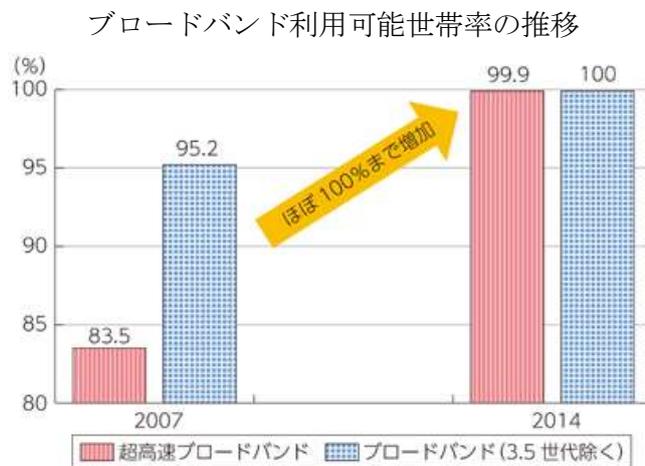
第2章 策定の背景

1 ICTを取り巻く状況

(1) ICTインフラ整備中心の時代から利活用の時代へ

積極的にICTインフラの整備が行われた結果、我が国ではブロードバンド利用可能世帯率は100%となり、超高速ブロードバンド利用可能世帯率もほぼ100%となりました。

また、スマートフォン・タブレット型端末などのモバイル端末の普及が進んでおり、平成26年度末には、スマートフォンは64.2%、タブレット型端末は26.3%の世帯が保有しています。これにより、持ち運びに不便なパソコンと同等の機能がどこでも利用できるようになり、モバイル端末の利用シーンが拡大しています。



ICTインフラの整備が進んだことなどから、様々なものがネットワークに接続され、そこから生成されるビッグデータを組み合わせることで、新たな価値が創造されるIoT/ビッグデータ時代の到来が見込まれています。

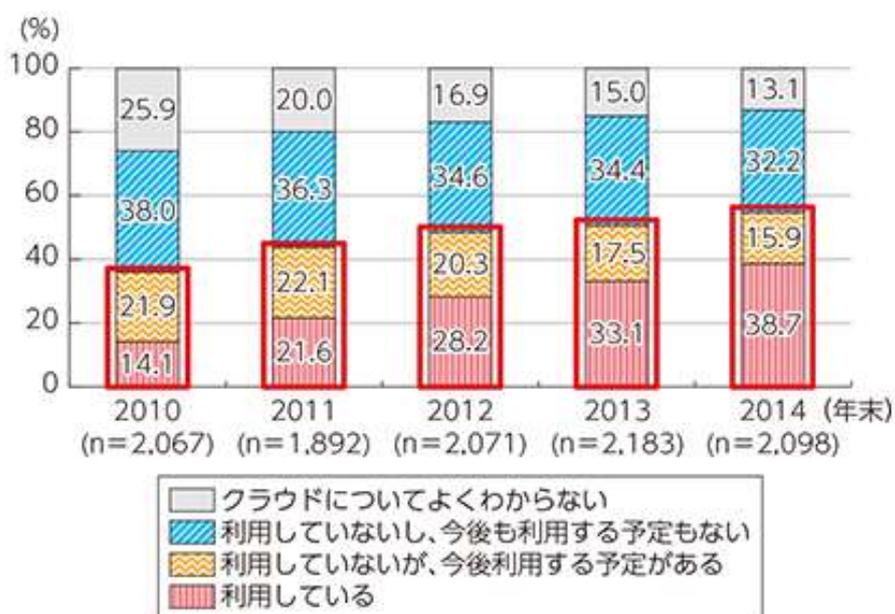
(2) クラウドコンピューティングの普及

近年、クラウドコンピューティングが急速に普及しています。クラウドコンピューティングを利用する企業は年々増加しており、クラウドコンピューティングを導入した企業のうち、80%以上がその目的に対して効果を実感していることから、今後も普及が進んでいくことが予想されます。

本市においても、市民サービスの充実及び行政事務の効率化に向けたクラウドコンピューティングの活用が求められています。

一方、クラウドコンピューティングについては、セキュリティやサービスの信頼性、データセンターとの通信回線など、様々な課題が指摘されていることから、これらを踏まえた対応が必要となります。

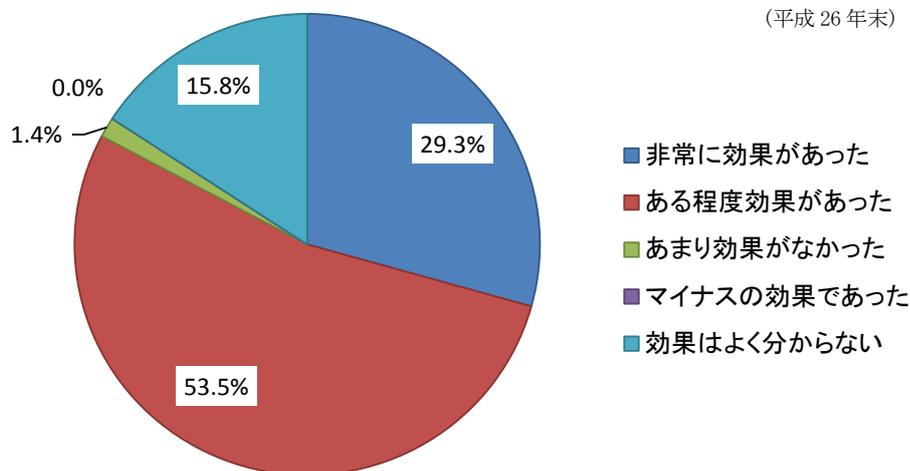
企業におけるクラウドコンピューティングの利用状況



※出典 総務省「平成 27 年情報通信に関する現状報告」

クラウドコンピューティングの効果

(平成 26 年末)



※出典 総務省「平成 26 年通信利用動向調査」

(3) マイナンバー制度の導入

住民票を有する全ての方に一人に一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理することで、利便性の高い公平・公正な社会を実現するマイナンバー制度が平成 27 年 10 月から導入されました。

制度の趣旨を踏まえ、本市においても制度を利活用した市民の利便性向上を図ることが求められています。

また、マイナンバー制度については、市民の個人情報保護に関する不安に配慮して、十分な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要となります。

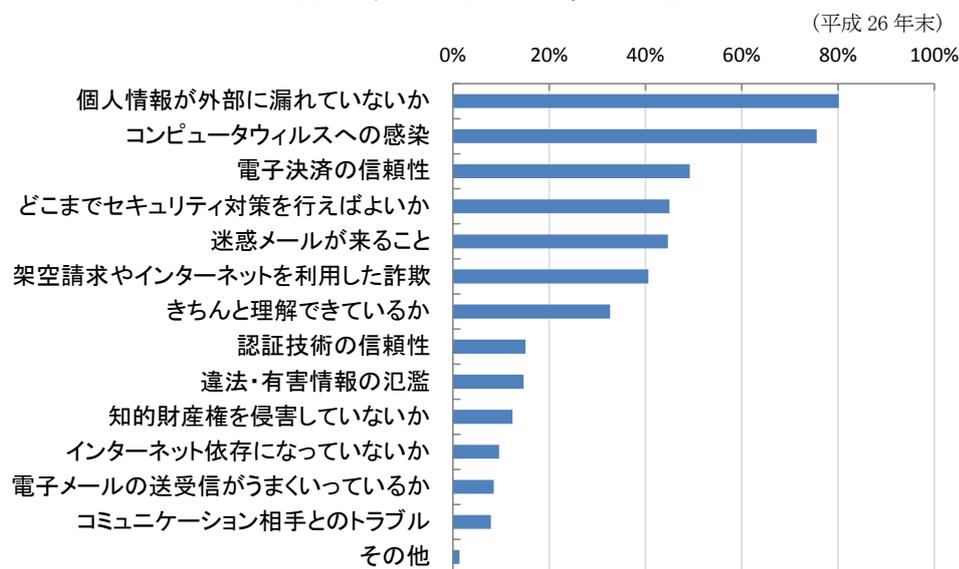
(4) 情報セキュリティへの不安

インターネットの普及拡大に伴い、インターネットを通じた個人情報の流出や、インターネットバンキングを悪用して不正送金を行うなどの被害が深刻化しています。人々の生活に I C T が深く浸透する一方で、セキュリティ上の脅威もまた増大しています。

特に、個人情報の漏えいやコンピュータウィルスへの感染など、インターネットを利用することに対して様々な不安を感じている人が多い状況にあり、市民等がセキュリティ上の脅威から身を守るための適切な情報提供や、情報モラル・セキュリティ教育の充実が重要となります。

また、特定の企業や行政機関等を狙った標的型攻撃による情報漏えいが社会問題化するなど、サイバー攻撃が巧妙化・複合化していることから、十分なセキュリティ対策を講じていくことが必要です。

インターネット利用で感じる不安の内容



※出典 総務省「平成 26 年通信利用動向調査」

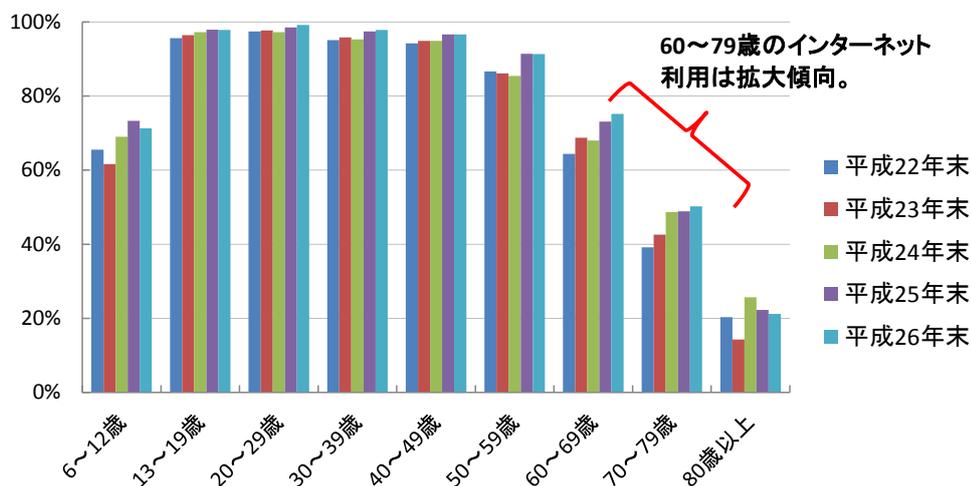
(5) 情報格差の状況

インターネットの利用状況について、これまで現役世代の利用率に比べ、60歳以上の利用率が低い状況が続いていましたが、60～79歳の年齢層においてインターネットの利用者が増加しており、幅広い年齢層においてインターネットが浸透してきています。

スマートフォンを活用したインターネットの利用状況に限ると、13歳～39歳の年齢層においては自宅のパソコン利用よりも多く、利用割合が70%以上となっている一方で、60歳以上では10%以下となっています。また、インターネット利用者に占めるソーシャルメディアの利用割合を見ると、13歳～39歳の年齢層においては利用割合が60%以上となっていますが、60歳以上では20%以下となっています。

これらのことから、スマートフォンやソーシャルメディアは市民サービスの充実に向けた有力なツールですが、60歳以上の利用率を勘案すると、利用するツールについては今後も適切な配慮が必要です。

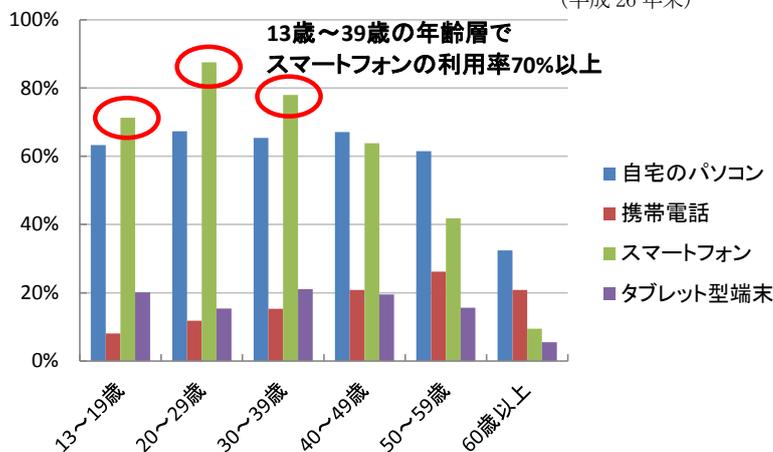
インターネットの利用状況



※出典 総務省「平成26年通信利用動向調査」

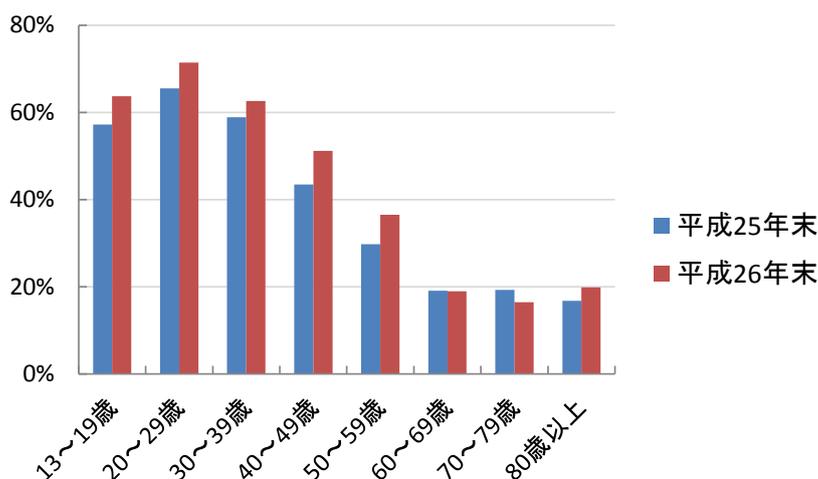
インターネット利用機器の状況

(平成26年末)



※出典 総務省「平成26年通信利用動向調査」

ソーシャルメディア利用状況



※出典 総務省「平成26年通信利用動向調査」

(6) 国のICT関連施策

政府のIT総合戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）は、平成25年6月に策定した「世界最先端IT国家創造宣言」を平成27年6月に改定し、2020年までに世界最高水準のIT利活用社会の実現を目標として、次の4項目を柱に取り組みを推進することとしてします。

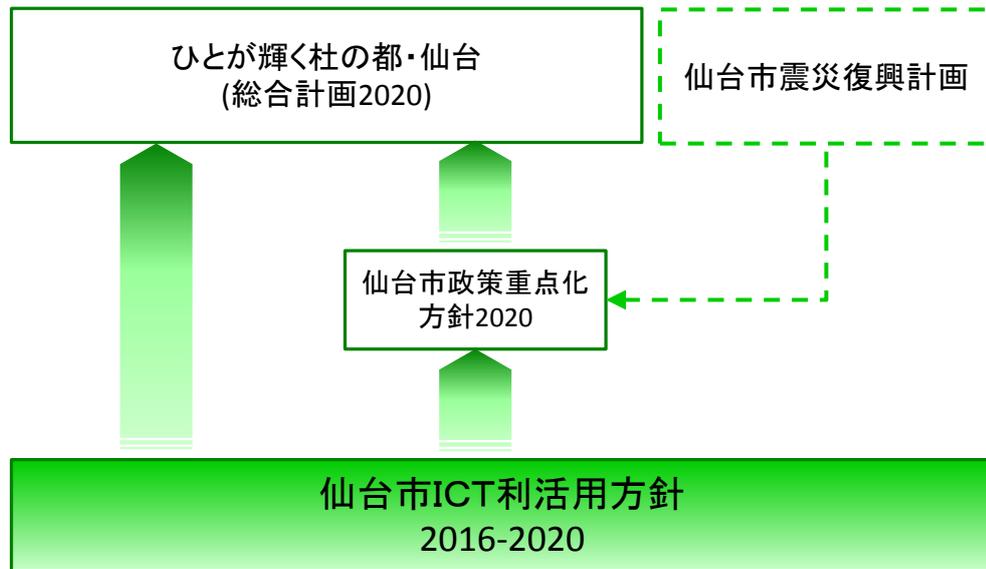
- IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
- ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

また、「世界最先端IT国家創造宣言」では、地方公共団体による「地方版総合戦略」の策定実行に必要なITの効果的な導入方針や国の支援方針を定めた「地方創生IT利活用推進プラン」の推進や、サイバーセキュリティの基本的な計画である「サイバーセキュリティ戦略」の推進が掲げられています。

本市においても、これら国の施策を踏まえた対応が求められています。

2 総合計画等との関係

この利活用方針は総合計画等の推進を支えるものであり、関係は次のとおりです。



(1) ひとが輝く杜の都・仙台（総合計画 2020）

総合計画 2020 は、21 世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示した「基本構想」と、それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び基本計画を具体化する中期計画である「実施計画」の 3 つで構成される市政運営全般にわたる計画です。

基本構想では、都市個性に対応した次の 4 つの都市像を掲げ、これらの実現に向けて、全市を挙げて各分野の施策を計画的に進めていくこととしています。

- 未来を育み創造する学びの都
- 支え合う健やかな共生の都
- 自然と調和し持続可能な潤いの都
- 東北を支え広く交流する活力の都

また、基本計画には、「都市像の実現に向けた経営方針」のうちの一つである「地方の時代を先導する市役所への自己変革」に向けた施策の方向性の中に「情報通信技術（＝ICT）を生かした市民サービスの向上」が挙げられているとともに、都市像の実現に向けて取り組むべき施策分野のうち、「潤いの都・活力の都の実現をめざす分野」における基本的施策の一つとして「情報通信技術（＝ICT）を生かした活力づくり」が挙げられています。

(2) 仙台市政策重点化方針 2020

仙台市政策重点化方針 2020 は次の 3 つを「政策重点化方針」と定め、平成 28 年度からの 5 年間に取り組むべき施策の重点化を図るものです。

- 防災と環境を基軸とした未来を創るまちづくり
- 社会のイノベーションを生み人口減少に挑むまちづくり
- 東西線開業を契機とした都市の楽しさを創造するまちづくり

また、重点政策のさらなる加速化を図るため、次の 8 つの戦略プロジェクトを定めています。

- 防災環境都市づくり
- 東部被災地域の総合的復興
- 地域の成長をけん引する企業・産業の創出
- まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進
- まちの活力の源泉となる人材の定着・確保推進
- 未来につなぐ子どもを育む環境づくり
- 多様な暮らしを支える生活環境づくり
- 地下鉄沿線を舞台とした活力を創出するまちづくり

これらのプロジェクトを円滑に進めていくためには、I C T を効果的に利活用していくことが重要となります。

(3) 東日本大震災からの復興を踏まえた取り組み

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、本市を含む東北・関東地方の広い範囲に甚大な被害を及ぼした東日本大震災の際には、通信回線の混雑、長時間に及んだ停電などにより、既存の通信手段が不通、又は極度に通じにくい状態となったほか、本市の情報システムやネットワークも一時的に利用できない状態となるなど、大規模災害時の情報収集・共有手段、市民への情報発信手段としての I C T 利用と、その前提となる電源の確保など、I C T 利用にあたっての課題を改めて認識したことから、I C T 部門の業務継続計画（I C T - B C P）を策定するなどの対応を行ってきました。

また、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とした「仙台市震災復興計画」においては、震災を教訓として柔軟な発想に基づき、諸課題に対処していくことの重要性を踏まえ、減災を基本とする多重防御の構築や、環境政策の新しい展開に向けて「新次元の防災・環境都市」を復興の基本理念に掲げ、震災からの復興を進めてきました。今後は「仙台市震災復興計画」の理念を発展的に継承し、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年で重点的に取り組むべき政策の方針を取りまとめた「仙台市政策重点化方針 2020」に沿ってまちづくりを進めていくこととしています。

I C T は、本市の行政運営に欠くことのできない重要なインフラであり、市民への情報発信手段としても重要な役割を果たすものです。このため、情報通信手段や情報システム等の災害対応力の更なる強化が必要とされることを踏まえて I C T 利活用を考えていくことが重要です。

3 これまでの情報化推進に向けた取り組み

(1) 情報化推進に向けた計画等

本市では、平成 4 年 3 月、情報化推進の基本方針として「仙台市情報化基本計画」を策定しました。これは、情報通信分野の技術の進歩や規制緩和によって社会経済活動のネットワーク化が進展し、産業分野だけでなく市民生活の分野でも情報化が進み始めたこと、そうした状況を踏まえて「仙台市総合計画 2000」（平成 2 年 3 月策定）において、「情報化の推進」を 21 世紀に向けたまちづくりの基本的課題として位置づけたことに対応したものです。

当初は、「行政内部の情報化」を中心に情報化を推進してきましたが、I C T の急速な進展や社会情勢の変化に対応し、「行政内部の情報化」と「地域・市民の情報化」の双方の内容を盛り込んだ総合的な計画として数度の改定を行いました。

また、平成 14 年 7 月には、各種施策の導入時期や利用実績等の目標を設定し管理する「仙台 I T アクションプラン」を策定し、概ね 3 年ごとの改定を行いながら情報化を推進してきました。これらは、情報化の推進に一定の役割を果たしましたが、I C T の導入を目標にしたことで、それ自体が目的化してしまうという課題がありました。

平成 23 年 8 月には、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年を対象期間とする「仙台市 I C T 戦略 2011-2015」を策定しました。策定にあたっては、I T アクションプランの課題などを踏まえ、次のような考え方に基づいた内容としました。

- より質の高い市民サービスの実現を目的とし、I C T の利活用に関する大きな方針までを示しました。
- I C T の利活用を「仙台市総合計画に基づく施策の実現手段の一つ」として位置付けました。
- I C T ガバナンスを強化するため、情報政策部門による事業担当部局の支援強化や情報システム最適化の推進を掲げました。

この結果、各部局が施策の実行時点で最適と考えられるツールを選択することにより、効果的に施策を実施してきました。

(2) これまでの成果

- 本市西部地域に光ファイバ網を整備したことにより、全世帯で超高速ブロードバンドサービスが利用可能になるなど、情報インフラについて一定の整備が進んでおり、市内における地域間格差が縮小してきました。
- I C T を利活用した様々な市民サービスを導入しており、アクセス件数等を見ると一定の利用が進んでいることから、これらのサービスが着実に市民に浸透しています。
- 職員の執務環境に庁内 L A N 端末の配備が進んだことなどから、各施策のツールとして I C T を利活用することが、広く職員の意識に定着しました。

これまでの本市の情報化に向けた具体的な取り組みについて、資料編「3 これまでの主な取り組み」に示しています。

(3) 今後の課題

- 多様化する地域課題を解決するため、市民や企業などが行政情報を利活用できる環境を整えるとともに、政策判断の場面で I C T を効果的に利活用していくことが求められています。
- I C T を利活用したサービスの利用者が増えており、内部事務においても情報システムの重要性が増していることから、緊急時を含め、これまで以上に安定したサービスが求められています。
- 本市の財政状況は厳しい状況が続いていることから、更なる業務効率化に向けた効果的な I C T 利活用が求められています。
- 行政における I C T の果たす役割は大きく、高度に I C T を利活用できる人材の育成が求められています。
- マイナンバー制度の利活用について、システムの情報セキュリティや制度の運用面における個人情報保護の徹底に留意しつつ、自治体の創意工夫によるサービス改革が求められています。
- 巧妙化・複合化するサイバー攻撃に対応するため、絶えざる見直しにより情報セキュリティを強靱化していくことが求められています。

第3章 基本方針

1 基本的な考え方

この利活用方針では、総合計画や各部門別計画に基づく施策をより効果的・効率的に達成するという観点から I C T をツールとして利活用することや、施策目的達成に向けて、より適した手法を柔軟に採用することを掲げた「仙台市 I C T 戦略 2011-2015」の考え方を踏襲するとともに、I C T 利活用による目指すべき姿を基本方針に掲げ、その状態に近づけるための道筋や取り組みの方向性を示すこととします。

また、第2章で述べてきたとおり、I C T を取り巻く状況や、本市が抱える課題等は変化を続けており、これらを踏まえ、「高度な利活用」、「災害対応力」、「業務改革」、「セキュリティ」の四つの要素に対応する基本方針を掲げます。

[主な状況変化の例]

- マイナンバー制度の導入
- I C T インフラの充実
- 災害時の I C T 利用に関する課題の表面化
- I C T を利活用した更なる業務改革の要請
- 標的型攻撃などサイバー攻撃の巧妙化・複合化

2 基本方針

この利活用方針においては、前述の考え方や、今後の課題等を踏まえて、次の四つを基本方針として掲げます。

基本方針 1 まちづくりを支える高度な I C T 利活用

市民や企業等が I C T を利活用しやすい環境を構築するとともに、政策の立案から実施に至る各過程において、まちづくりを支える高度な I C T 利活用を推進します。

基本方針 2 緊急時等に効果を発揮する I C T 利活用

災害などの緊急時の対応及びその後の復旧・復興において、効果的に I C T を利活用できる環境を整えます。また、緊急時においてもサービスを提供することができるよう、平常時から十分な備えを行います。

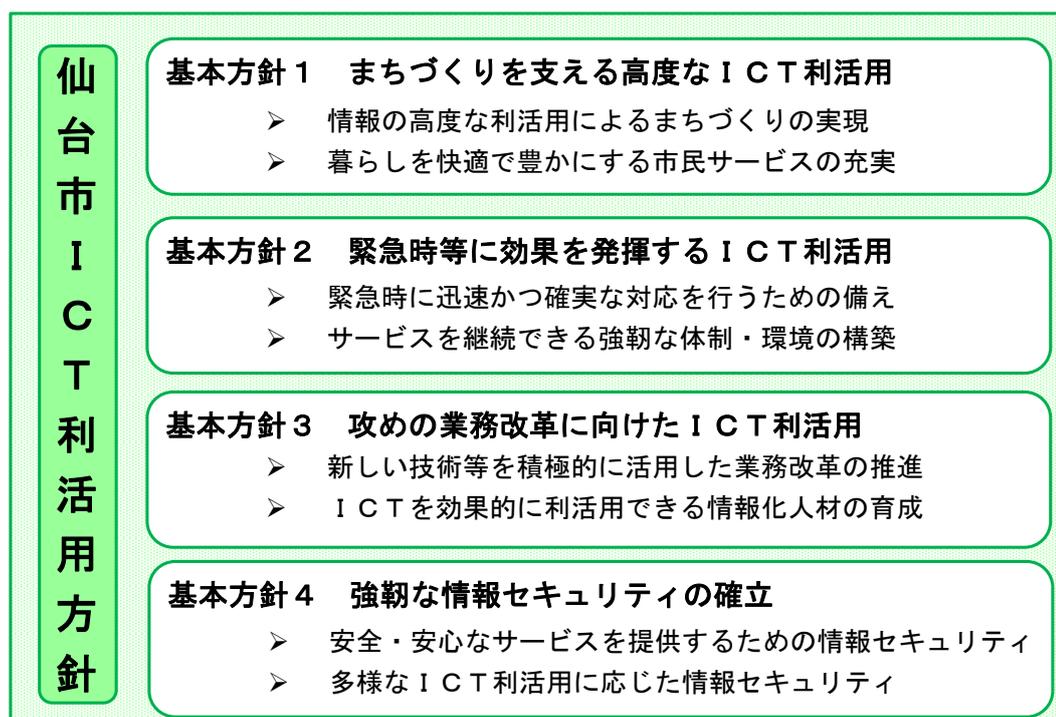
基本方針 3 攻めの業務改革に向けた I C T 利活用

I C T を積極的に活用して、業務の流れや進め方だけでなく、業務そのものの在り方やその実行環境についても改善を進めるとともに、そのために必要なスキルを持つ職員を育成します。

基本方針 4 強靱な情報セキュリティの確立

I C T の進展に伴う様々なリスクに対応した安全・安心なサービスの実現に向け、強靱な情報セキュリティの確立に努めます。

仙台市 I C T 利活用方針 2016-2020 の体系



第4章 具体的な取り組み方針

1 まちづくりを支える高度な I C T 利活用

市民や企業等が I C T を利活用しやすい環境を構築するとともに、政策の立案から実施に至る各過程において、まちづくりを支える高度な I C T 利活用を推進します。

取り組みの方向性は次のとおりです。

- 情報の高度な利活用によるまちづくりの実現
- 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実

(1) 情報の高度な利活用によるまちづくりの実現

I C T の進展に伴い、集積量が多く、従来のシステムでは分析が困難であったデータいわゆるビッグデータを分析することができるようになるなど、市民・企業・行政が様々な場面において情報を活用する時代になってきました。

このような状況を踏まえ、本市が政策判断等の場面で情報を高度に利活用していくことはもちろん、市民や企業等が情報を利活用できる環境を構築することで、地域課題の解決や経済の活性化などを図っていきます。

【取り組みの例】

① オープンデータによる情報公開・活用の推進

[現状と課題]

本市が保有する公共データを市民や企業等が利活用することにより、地域課題の解決や新たな産業の創出等による経済の活性化が期待できます。

本市では平成 27 年 2 月からオープンデータの取り組みを開始し、統計データや地理情報データのオープンデータ化を進めてきましたが、本市が保有する公共データは様々なものがあることから、更なる推進が求められています。

[取り組み内容]

国の施策と連携を図りながら、利用ニーズが高いデータや、オープンデータに適したデータを中心に取り組みを進めていきます。

② ビッグデータの政策的な利活用

[現状と課題]

I C T の進展により、ビッグデータを分析できる技術・ツールの整備が進んだことで、民間においてはマーケティングや商品開発など、既に様々な場面においてビッグデータが利活用されています。行政機関においても、ビッグデータを活用した地域経済の見える化システム(地域経済分析システム)を国が整備するなど、ビッグデータの利活用が始まっており、本市においても地理情報システム(G I S)を活用して統計データ等を見える化するためのG I S操作研修を実施するなど、ビッグデータの利活用に向けた取り組みを進めています。

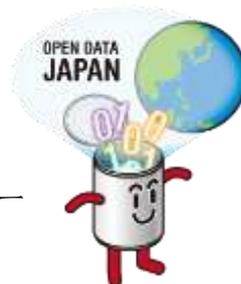
[取り組み内容]

地方創生や地域課題の解決に向け、様々な分野における政策判断でビッグデータを利活用することを検討していきます。また、政策の効果をデータに基づき検証し、改善につなげていく取り組みも進めていきます。

ICT利活用コラム① オープンデータ活用の推進

スマートフォン・タブレット端末やSNSの普及、また家電や車など様々なものをインターネットに繋げるIoTの進展などにより、膨大で多種多様なデータが流通するようになっています。

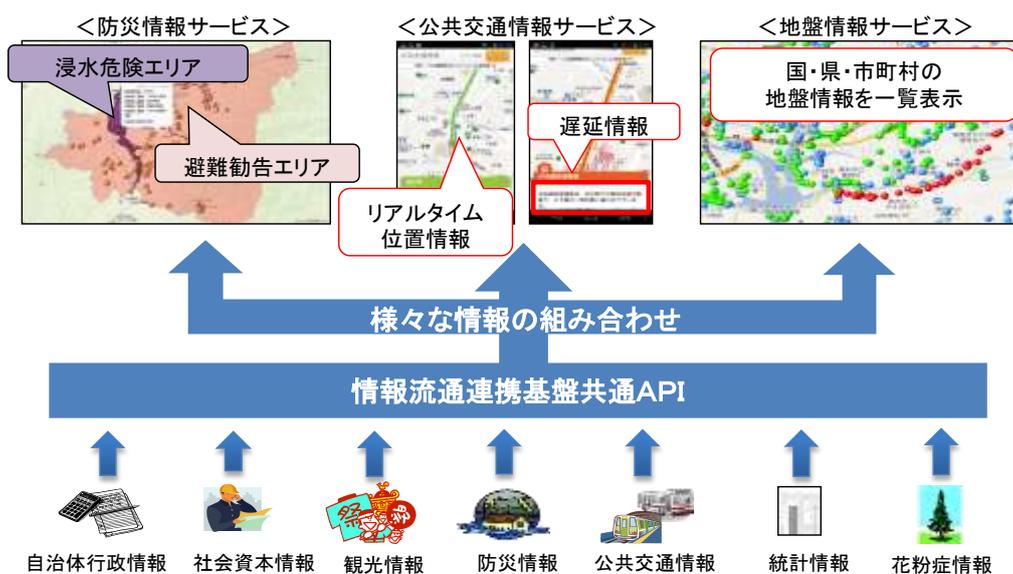
これらのデータを相互に連携させることで、新たな価値を生み出すことを期待して、市民や企業などが利用しやすい形でデータを公開するオープンデータの取り組みが進んでいます。



オープンデータ的环境整備

国では、分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うため、①標準データ規格及び標準API規格の確立、②データの2次利用に関するルールの方針策定、③オープンデータ化のメリットの可視化のための実証実験を実施しており、オープンデータを効果的に利用できる環境が整備されていく見込みです。

今後、様々な情報を組み合わせることで、新たな価値が生み出されることが期待されます。



イベントの開催

オープンデータの利活用を促進し、経済の活性化や地域課題の解決を図ることなどを目的とし、様々な機関がアイデアソンやアプリコンテストなどのイベントを開催しています。

仙台市でも、オープンデータに関するイベントを開催し、オープンデータの利活用を促進していく予定です。

③ マイナンバー制度を利活用した利便性の向上

[現状と課題]

「公平・公正な社会の実現」、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」を目的とし、全住民一人ひとりに 12 桁の番号を割り当てるマイナンバー制度が平成 27 年 10 月から開始されました。

この制度は、地方公共団体の創意工夫により様々な利活用が可能であることから、この制度を活用した更なる市民の利便性向上が求められています。

[取り組み内容]

平成 29 年 1 月からマイナンバーを利用した国の機関相互の情報連携、平成 29 年 7 月からは地方公共団体を含めた情報連携が開始されることから、これに合わせて添付書類の削減など行政手続きの簡素化による市民の利便性向上を推進します。

また、平成 29 年 1 月から利用が開始されるマイナポータルを利活用したきめ細かな情報提供を実施していきます。

(2) 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実

インターネット利用者の増加や、スマートフォンに代表されるモバイル端末の急速な普及など、I C T は市民の生活に浸透しており、これに伴い I C T を利活用したサービスに対するニーズも大きくなっています。

このことを踏まえ、市民のニーズを的確に捉えながら、情報発信や各種手続きなど、様々な場面で市民生活を快適で豊かにするサービスの充実を図っていきます。

【取り組みの例】

① オンライン手続き等の拡大による利便性の向上

[現状と課題]

平日に仕事をしている方や、子育て・介護をしている方など、窓口に来るのが困難な方への対応及び市民の利便性向上のため、これまで様々な手続きをオンライン化してきましたが、インターネットが一段と市民に身近なものになってきたことから、オンライン手続きの更なる拡大が求められています。

[取り組み内容]

オンライン手続きの更なる充実を検討していくほか、オンラインで可能な手続きの周知広報を強化し、オンライン手続きの利用者を拡大することで、利便性の向上が実感できるようにしていきます。

② 分かりやすく探しやすい情報提供

[現状と課題]

本市では、ホームページやメール配信サービス等により様々な情報提供を行っていますが、市が発信している情報は多岐にわたるため、市民にとって必要な情報を探ることが難しい場合もあります。

[取り組み内容]

ホームページにおいては異なる分野でも関連の深い情報が入手できるよう検討

するとともに、興味のある分野を選択して情報を入手できるメール配信サービス等の充実を図り、必要な情報が入手しやすい環境の構築を進めます。

③ ソーシャルメディアの利活用

[現状と課題]

これまで Facebook や Twitter をはじめとするソーシャルメディアを利活用した情報提供を進めてきた結果、平成 27 年 12 月末時点で 44 のサービスを提供しています。

また、ソーシャルメディアは次々と新しいサービスが生み出されており、年齢層によって利用するサービスが異なる傾向があるなど、情報を発信する対象者や目的に合わせたサービスを的確に判断する必要があります。

[取り組み内容]

対象者や目的に合わせて効果的なサービスが提供できるよう、ソーシャルメディアの動向を注視していきます。また、多様化する市民のニーズに対応するためソーシャルメディアを利活用した情報提供の充実を図ります。

④ モバイル端末(スマートフォン等)向けサービスの充実

[現状と課題]

若い世代を中心にスマートフォンに代表されるモバイル端末が急速に普及しています。本市では「救命ナビ」などスマートフォン向けサービスの提供も開始していますが、モバイル端末向けのサービスの更なる充実が求められています。

[取り組み内容]

パソコン向けに提供しているサービスがモバイル端末でも利用できるようにしていくとともに、スマートフォン向けのアプリケーションの提供など、モバイル端末の特性を生かしたサービスの充実を図っていきます。

ICT利活用コラム② マイナンバーによる利便性の向上

平成 27 年 10 月から施行されたマイナンバー制度は、「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を実現するための社会基盤です。

このうち「国民の利便性の向上」の具体的な施策として、次のような個人番号カードを活用したサービスが検討されています。

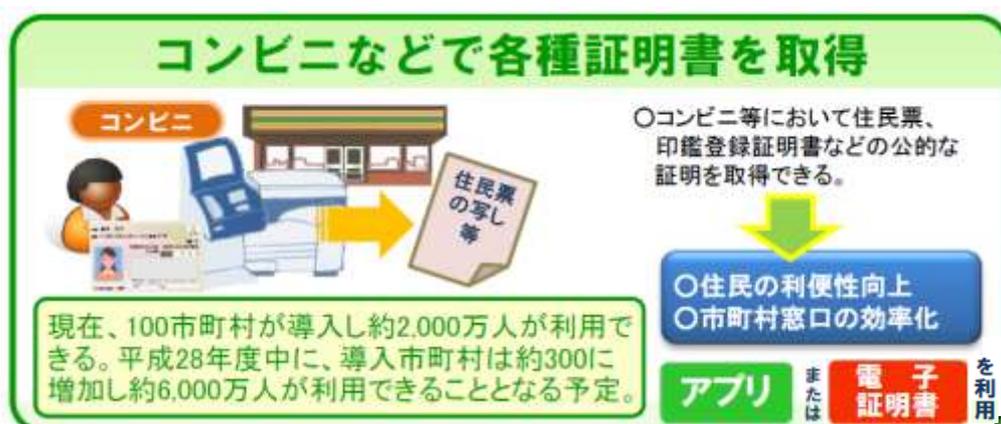
行政手続きのオンライン申請

個人番号カードに搭載されている電子証明書を活用し、マイナポータルへのログインをはじめ、e-Tax など各種行政手続きのオンライン申請に利用できます。



コンビニなどで各種証明書を取得

個人番号カードは、コンビニなどで住民票の写しや課税証明書等の証明書を取得するためのカードとして利用することができます。仙台市では平成 28 年〇月〇日から個人番号カードを持っている市民に対してこのサービスを提供しています。



2 緊急時等に効果を発揮する ICT 利活用

災害などの緊急時の対応及びその後の復旧・復興において、効果的に ICT を利活用できる環境を整えます。また、緊急時においてもサービスを提供することができるよう、平常時から十分な備えを行います。

取り組みの方向性は次のとおりです。

- 緊急時に迅速かつ確実な対応を行うための備え
- サービスを継続できる強靱な体制・環境の構築

(1) 緊急時に迅速かつ確実な対応を行うための備え

災害などの緊急時には、応急対策活動を迅速的確に行うための情報収集やそれに基づく市民等への情報提供及び復旧・復興に関する事務処理など、より速く、より正確な対応が求められます。

これを実現するため、ICT を利活用した情報提供手段の充実や緊急時に必要となる情報システムの整備など、迅速かつ確実な対応ができるよう準備を進めていきます。

【取り組みの例】

① 緊急時における情報提供手段の充実

[現状と課題]

緊急時においては、市民等に対して迅速に情報を提供する必要があり、発災時には避難情報を、復旧期にはライフラインの復旧情報などを提供していくことが求められています。

このことを踏まえ、避難情報を迅速に提供するため、携帯電話の緊急速報メールや Twitter のアラート機能を活用して災害情報や避難情報を提供するなどの取り組みを行ってきました。

[取り組み内容]

緊急時の情報提供については、発災時、発災直後、復旧期、復興期の各時期で情報の優先順位やニーズが異なることから、情報の緊急性や内容に合わせた情報提供手段を検討していくとともに、ホームページ等にアクセスが集中した際にも滞りなく情報提供できるよう、情報提供基盤の強化を進めます。

また、これらの情報は高齢者などの情報弱者にも必要な情報となることから、スマートフォンやソーシャルメディアなどのツールだけではなく、多様な情報提供手段に対応していきます。

② 消防・防災に関する情報システムの維持・管理及び更新

[現状と課題]

本市では、さまざまな消防業務の処理能力を高め、災害による被害の軽減を図るための「総合防災情報システム」、災害発生情報や避難情報を提供する「災害情報提供システム」などを整備してきました。

これらのシステムは緊急時にも利用する必要があり、高い可用性が求められることから、適切な維持・管理及び更新が必要となります。

[取り組み内容]

「総合防災情報システム」については構築から 20 年が経過していることから、消防業務の処理能力向上と可用性確保のため、モバイル端末の更なる活用を図るとともに新しい技術を取り入れ、設備・システムの再構築を行います。

③ 災害対策分野へのマイナンバーの活用

[現状と課題]

東日本大震災においては、避難所等の設営や運営だけではなく、り災証明書の発行や生活再建支援金の給付など膨大な事務が発生しました。

この経験を踏まえ、本市では発災直後から被災者の生活再建に至る一連の業務に関して、被災者への支援を迅速かつ効果的に実施するための「被災者支援基礎情報システム」を開発しました。

[取り組み内容]

平成 28 年 1 月から利用が開始されたマイナンバーは被災者台帳の作成事務や生活再建支援金の支給など、災害対策の分野で利用することができます。

このことを踏まえ、「被災者支援基礎情報システム」等について、災害発生時の被災者支援業務においてマイナンバーを活用できるよう対応を進めます。

(2) サービスを継続できる強靱な体制・環境の構築

災害などの緊急時には、情報システム等が利用できないなどの状況が懸念されます。

このため、災害に強い情報システム等を構築するとともに、情報システム等が被害を受けても市民サービスや業務を継続できるよう、強靱な体制・環境の構築を進めていきます。

【取り組みの例】

① I C T-B C P の訓練・見直し

[現状と課題]

情報システムは大量の定型業務を処理するだけではなく、市民の利便性向上や安全を守る上で欠かすことのできないツールになっています。

このことを踏まえ、災害発生時においても I C T を活用した重要業務を極力中断させず、また中断があっても早期に復旧させることを目的に、発災後の初動業務に係る I C T 部門の業務継続計画（I C T-B C P）を策定しました。

[取り組み内容]

職員の災害対応力の維持・強化及び I C T-B C P の検証を目的とする訓練を定期的実施します。また必要に応じて内容の見直しを行うことにより、計画の実効性を高めていきます。

② 重要な情報システムやネットワークの多重化

[現状と課題]

災害などの緊急時には、情報システムの停止やネットワークの切断などの被害が発生する可能性があります。

このことから、本市では重要な情報システムやネットワークについて、機器やネットワーク経路を複数準備しています。

[取り組み内容]

災害等による被害を想定し、情報システムやネットワークの重要性と費用のバランスを考慮しながら、引き続き情報システム等を複数準備しておく取り組みを進めていきます。

③ 民間企業等との協力体制の構築

[現状と課題]

災害などの緊急時において情報システム等を継続して利用できるようにするためには、本市だけではなく、民間企業等との協力体制の構築が重要となります。

これを踏まえ、災害発生時のキャッシュサイト提供に関する災害協定をポータルサイト運営企業と締結するなど、民間企業等との協力体制を構築してきました。

[取り組み内容]

引き続き災害協定の締結・継続を進めるとともに、緊急時に需要が見込まれる情報をオープンデータ化することで、災害時に役立つアプリケーション等を企業や団体等が作成できるようにするなど、災害協定の締結という枠組みにとらわれない協力体制の構築を検討していきます。

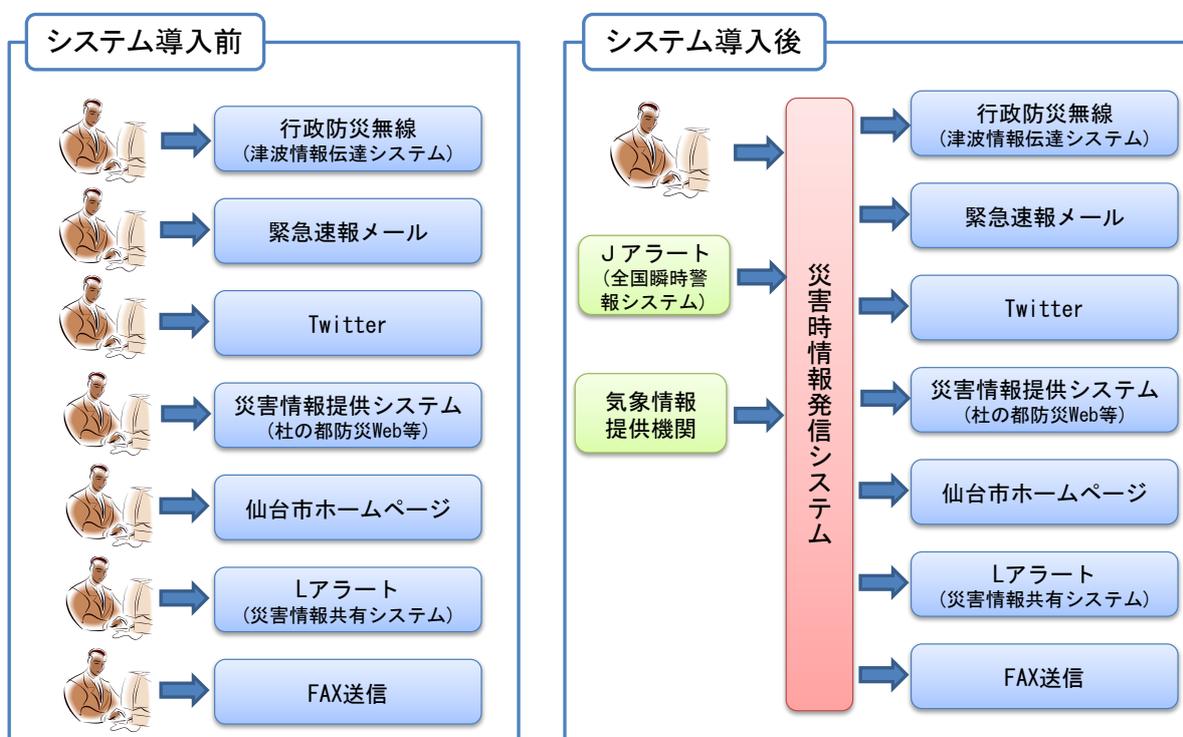
I C T 利活用コラム③ 災害時における迅速で確実な情報発信

仙台市では、災害発生時に市民へ注意を喚起し、避難行動を促すため、気象や地震等に関する情報や避難情報を発信しています。

近年、I C T の進展等によりソーシャルメディアなどの新たな情報伝達ツールが普及し、仙台市においても市民への情報の伝達性を高めるため、積極的に緊急速報メールやツイッター等の導入を進めてきましたが、多数の情報伝達ツールに情報を入力するには時間を要するという課題があります。

特に避難情報は市民の生命に直結するものなので、迅速かつ確実に情報を発信するため、情報伝達ツールの発信を一元的に管理する「災害時情報発信システム」の導入を進めています。

災害時情報発信システムのイメージ



3 攻めの業務改革に向けた I C T 利活用

内部事務の効率化を含めた業務改革を推進するため、I C T を積極的に活用して、業務の流れや進め方だけでなく、業務そのものの在り方やその実行環境についても改善を進めるとともに、そのために必要なスキルを持つ職員を育成します。

取り組みの方向性は次のとおりです。

- 新しい技術等を積極的に活用した業務改革の推進
- I C T を効果的に利活用できる情報化人材の育成

(1) 新しい技術等を積極的に活用した業務改革の推進

I C T は事務の効率化に資する強力なツールであり、日々進歩を続けています。

その進展状況を継続的に調査・研究しながら得られた成果を踏まえ、各部門別計画に掲げる業務目標の達成に向けて、的確かつ効果的に新しい技術を活用していくことで、更なる業務改革を推進していきます。

【取り組みの例】

① 情報システム最適化の推進

[現状と課題]

業務の効率化や新たな市民サービスの提供のため、庁内の情報システム数及び情報システムに必要な費用は増加傾向にあることから、サービスの向上を図りながら、業務の見直し等により経費増を抑制していくことが求められています。

このため、平成 26 年度からシステム所管課が作成する基本計画書や調達仕様書等を情報政策部門が審査する「システム審査」を導入するなど、情報システムの効果的な管理・運用と経費縮減を目的とした「情報システム最適化」の取り組みを進めています。

[取り組み内容]

情報政策部門が庁内の情報システムの更新時期や状況等を適切に把握するために作成した「最適化ロードマップ」を活用し、情報システムやネットワーク回線に重複等があれば統廃合を検討するなど、情報システム等の全体最適化を図っていきます。

また、「システム審査」を通じて情報政策部門に蓄積・集約されたノウハウについては、各システム所管課と共有するなど、システムの導入や維持管理について効果的な取り組みを進めていきます。

② 業務プロセスの再構築(B P R)の推進

[現状と課題]

内部事務の効率化のためには、情報システムの導入効果を最大限に高める必要があります。このためには、業務内容とその流れを分析し、最適となるよう再構築する B P R を実施することが重要となります。

本市では、これまでも業務単位や組織単位で I C T を利活用した業務改善に取り組んできましたが、業務や組織の枠を越えた取り組みについても実施していく必要があります。

[取り組み内容]

関連が強い情報システム間や、共通部分がある業務間など、業務や組織の枠を越えた視点での B P R を推進していきます。

また、B P R の推進にあたっては、「システム審査」の中で具体的な提案を行うなど、情報政策部門が積極的に関わっていきます。

③ マイナンバー制度を利活用した業務効率化

[現状と課題]

平成 28 年 1 月から番号利用が開始されたマイナンバー制度を利活用し、業務を効率化することが求められています。

[取り組み内容]

条例の整備により、マイナンバー利用事務間での庁内での情報連携が可能となり、平成 29 年 7 月からは、行政機関相互の情報連携が可能となることから、制度を利用した業務の効率化を図ります。

また、地方公共団体独自の創意工夫によるマイナンバー制度の利活用についても検討を進め、更なる業務の効率化を図ります。

④ クラウドコンピューティング等の新たな技術の利活用

[現状と課題]

クラウドコンピューティングなどの新たな技術は、本市の業務効率化に向けた強力なツールとなりうることから、効果が期待できるものについては、積極的に利活用していくことが求められています。

[取り組み内容]

新たな技術には、未知の脆弱性が含まれている場合もあることから、個人情報の有無など事務の特性や、採用する技術の内容など、総合的な安全性の確認を行った上で、効果的なものについては積極的に利活用を進めていきます。

(2) ICT を効果的に利活用できる情報化人材の育成

ICT の利活用による効果を最大限に発揮するためには、職員に ICT を効果的に利活用できる知識やスキルが必要となります。

このことを踏まえ、職員全体の情報化に関する意識の底上げを図るとともに、情報システムを担当する職員などについては、より専門的な知識やスキルを習得するよう情報化人材の育成に努めます。

【取り組みの例】

① 職員の役割等に合わせたきめ細かな研修

[現状と課題]

本市の業務において、ICT は欠かすことのできないツールになっており、幅広い業務に浸透していることから、情報化に関する基本的な知識は全ての職員に必要なものとなっています。

また、業務内容や役割等によって必要となる知識やスキルは異なることから、各職員の状況に合わせたきめ細かな研修が必要です。

[取り組み内容]

業務を遂行するにあたり、ICT の果たす役割はさらに大きくなると考えられることから、これまで ICT との関わりが薄い業務に従事していたことなどにより、情報化に関する知識が不十分な職員に対しては、最低限身に付けるべきスキルについての研修を実施します。

また、ICT の動向や本市の情報化の状況などを踏まえながら、職員の階層や経験年数に応じた研修を実施していきます。

② 効果的な人材育成を見据えたジョブローテーションの実施

[現状と課題]

情報システムを所管する担当職員は、担当業務に関する知識だけでなく、情報化に関する知識やスキルが必要となります。また、情報政策部門の職員には情報化に関する専門知識はもちろん、幅広い業務の知識が要求されます。

このことから、様々な業務経験と専門知識の習得を両立できるジョブローテーションが必要となります。

[取り組み内容]

本市の情報化を効率的・効果的に進めるためには、どのような知識やスキルを習得した職員が必要になるかを見据えて、現行業務を円滑に進めることに加え、効果的な人材育成の観点からも業務担当課、システム所管課及び情報政策部門などを計画的にジョブローテーションしていきます。

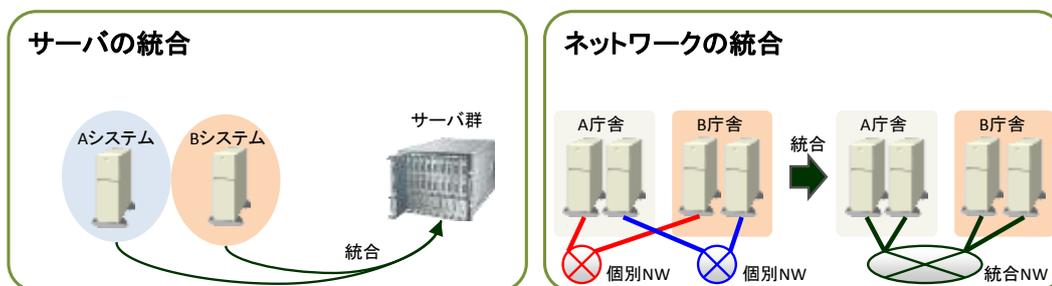
ICT利活用コラム④ 情報システム最適化

情報システムに必要な経費が増加していることなどから、情報システムの導入を適正かつ効果的に進めるため、調達に係る標準的な手続きをまとめた「調達ガイドライン」を策定するとともに、各課におけるシステム調達手続きがこのガイドラインに即していることを確認する「システム審査」を導入するなど、情報システム最適化の取り組みを進めています。

また、経費削減の技術的な手法としては次のようなものがあり、効果が認められるものについては積極的に活用していきます。

サーバの統合、ネットワークの統合

各システムで分散管理しているサーバやネットワークを統合することで、重複投資を抑制する。



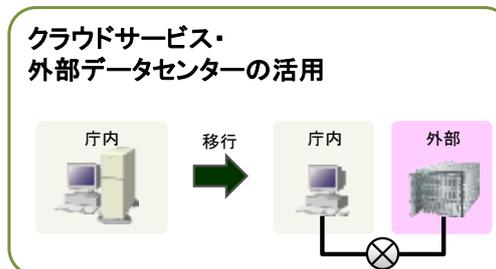
パッケージソフトウェアの活用

仙台市の業務に特化して開発を行うのではなく、既存のソフトウェアを活用する。



クラウドサービス・外部データセンターの活用

事業者がデータセンターに用意している情報資産をネットワーク経由で利用する。



4 強靱な情報セキュリティの確立

基本方針 1 から 3 までの I C T 利活用の推進にあたっては、情報セキュリティの確保が重要であり、I C T の進展に伴う様々なリスクに対応した安全・安心なサービスの実現に向け、強靱な情報セキュリティの確立に努めます。

取り組みの方向性は次のとおりです。

- 安全・安心なサービスを提供するための情報セキュリティ
- 多様な I C T 利活用に応じた情報セキュリティ

(1) 安全・安心なサービスを提供するための情報セキュリティ

I C T を利活用したサービスの拡大に伴い、個人情報の流出やインターネットを悪用した犯罪被害などが社会問題になっています。

このことを踏まえ、市民に安全・安心なサービスを提供するため、情報セキュリティの強化を図るとともに、情報モラル・セキュリティ教育も推進します。

【取り組みの例】

① 情報セキュリティに関するマネジメントサイクルの維持・強化

[現状と課題]

本市が保有する情報は機密情報や個人情報を含むものが多いことから、漏えい、紛失、盗難などから情報を守るため、情報セキュリティの徹底が求められます。

本市では「仙台市行政情報セキュリティポリシー」や「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」等を策定し、全庁各課を対象としたセキュリティ点検や職員研修の実施など、これらに基づく取り組みを進めてきました。

[取り組み内容]

強靱な情報セキュリティを確立し、市民に安全・安心なサービスを提供していくためには、情報セキュリティに関するマネジメントサイクルを維持・強化することが重要となります。情報セキュリティに関する動向を注視しつつ、その時々に応じた点検項目や研修内容の適切な見直しにより実効性を確保し、庁内のセキュリティ意識が醸成されるようマネジメントサイクルの維持・強化を図っていきます。

② 新たな脅威への対応

[現状と課題]

企業や行政機関等に対する標的型攻撃により、情報漏えい等の被害が多発するなど、新たな攻撃手法による被害が後を絶たない状況ですが、このような新たな脅威に対しても、迅速に対応することが求められています。

[取り組み内容]

次々に新たな攻撃手法が発生する状況を踏まえ、万が一、攻撃を受けた場合においても、被害を最小限に抑えるよう、攻撃の侵入を防ぐ対策、侵入を素早く検知する対策、検知した場合は素早く対処する対策等をバランスよく整備し、多層的な対策により万全の体制を整えます。

③ 情報モラル・セキュリティ教育の推進

[現状と課題]

I C Tの進展に伴い、インターネットを通じたコミュニケーションが進んだことで、子供を中心に情報モラル教育が課題となっています。

[取り組み内容]

市民、特に子供がインターネットを利用するにあたって、必要なルールやマナーを身に付ける情報モラル教育、インターネットを通じた被害に遭わないための知識を身に付ける情報セキュリティ教育を推進します。

(2) 多様な I C T 利活用に応じた情報セキュリティ

様々な技術やサービス等が次々と生み出されており、これらは市民サービスの向上や業務の効率化を進めるうえで強力なツールになります。

一方、これらのツールの利活用にあたっては、情報セキュリティ上の課題を精査したうえで、適切に対応する必要があります。

【取り組みの例】

① 新たな技術の利活用に向けた課題への対応

[現状と課題]

新たな技術は市民サービスや業務効率を飛躍的に向上させる可能性があります。が、セキュリティ上の脆弱性が含まれている懸念があるなど、その利活用にあたっては慎重に判断する必要があります。

[取り組み内容]

新たな技術の利活用にあたっては、先進事例や、国の利活用方針などを注視し、安全・安心を確保することを前提として利活用を進めていきます。

② マイナンバー制度の利活用に伴う課題への対応

[現状と課題]

マイナンバー制度の利活用により、市民の利便性向上や業務の効率化が期待できますが、マイナンバーは市民の大切な個人情報であることから、情報システム面のセキュリティ強化に加え、マイナンバーを取り扱う職員には厳格な運用が求められています。

[取り組み内容]

市民が安心してマイナンバーを利活用したサービスを受けられるよう、マイナンバーを含む個人情報はインターネットに接続されているネットワークには保管しないことや、マイナンバーを取り扱う業務に従事する職員には研修を実施するなど、情報セキュリティを徹底します。

③ パーソナルデータの公開・利活用に伴う課題への対応

[現状と課題]

パーソナルデータはビッグデータの中でも特に利用価値が高いとされていることから、その利活用による新たなサービス等の創出が期待されています。パーソナルデータの提供にあたっては、個人を特定することができないように情報を加工することが義務付けられており、その対応については厳格に行う必要があります。

[取り組み内容]

本市が持つパーソナルデータを市民や民間企業等が利活用することで、新たなサービスの創出が期待できることから、パーソナルデータの利活用に向けた環境整備を進めるとともに、国の取り組みとも連携しながらパーソナルデータの提供に向けた検討を進めていきます。

④ モバイル端末の利活用に伴う課題への対応

[現状と課題]

スマートフォンやタブレット端末などのモバイル端末が急速に普及しており、これらを利活用したサービスも様々なものが提供されています。

本市においてもモバイル端末は業務の効率化等が期待できるツールですが、パソコンに比べ紛失や盗難などのリスクが高いという問題があります。

[取り組み内容]

モバイル端末を導入する際には、導入による業務効率化や生産性向上などの効果と、紛失や盗難のリスクを比較検討します。

また、モバイル端末の本格的な利活用にあたっては、運用ルールの策定及びルールの遵守を徹底していきます。

I C T 利活用コラム⑤ 情報モラル教育

携帯電話やインターネットが子供にとっても身近なものとなり、それに伴いトラブルに巻き込まれる例もありますので、仙台市では学校における情報モラル教育を推進しています。

また、情報モラルに関係する団体等が行う講座を、子供だけでなく保護者も対象として開催している例もあります。

ウィルス、迷惑メール、架空請求、詐欺などの実態とその対処方法などを紹介し、安全・安心なインターネットの利用を推進する内容となっていますが、インターネットを悪用した犯罪は、次々と新たな手口が出てきますので、状況に即した内容に変更していくことが重要です。

子供とその保護者を対象とした情報モラル講座

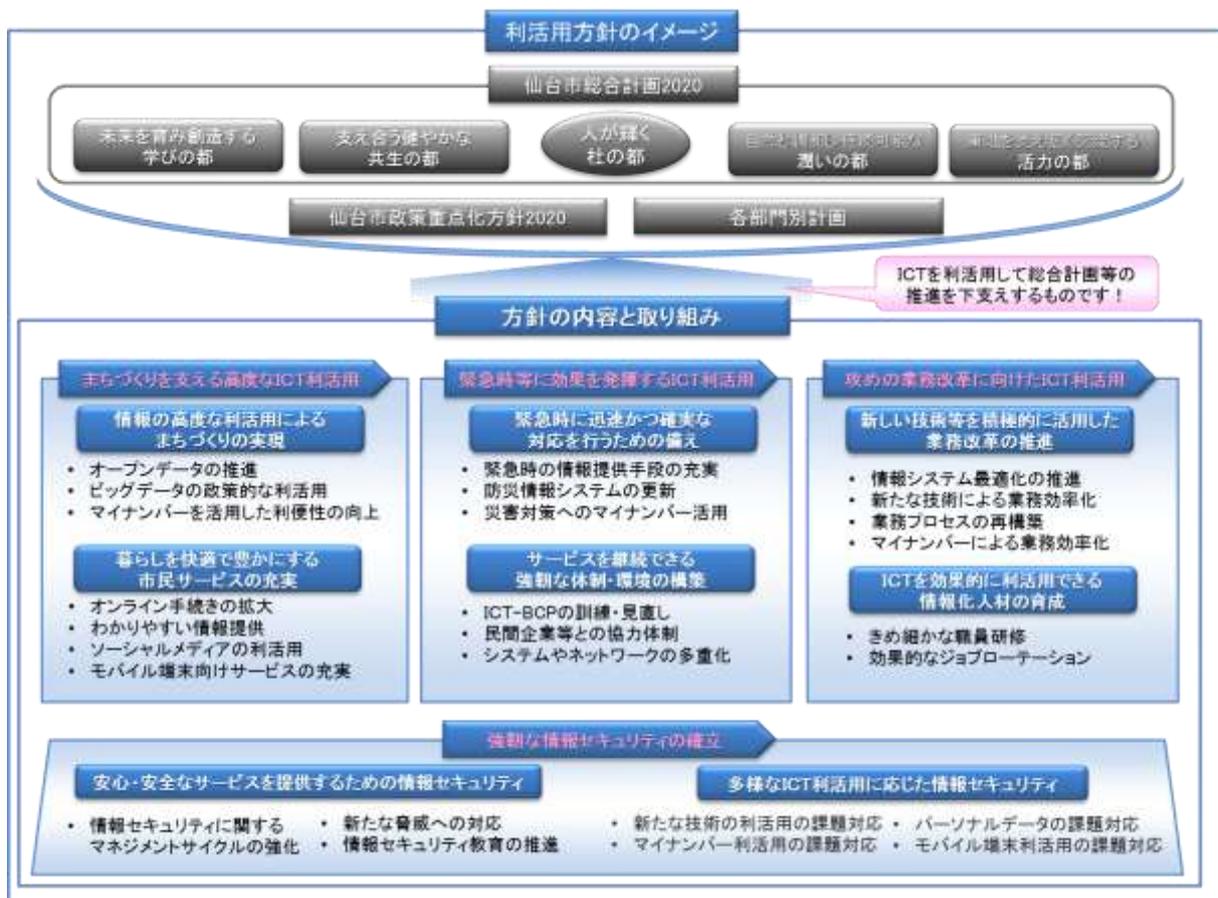


第5章 情報化の推進に向けて

この利活用方針に基づく情報化の推進に向けては、次のような方向性で取り組みを進めることにより、市民サービスの更なる向上と魅力あるまちづくりを目指します。

- 複数部局の連携が必要な施策や中長期的な取り組みが必要な施策については、情報政策部門を中心として、計画的に推進します。
- 新たな技術を利用する施策など、技術的な支援が必要となるものについては、情報政策部門が各部局を支援します。
- 情報化に係る職員の能力向上や ICT 利活用による経費削減の取り組みについては、人事・行財政改革・財政・情報政策など関係する各部門が連携して推進します。

仙台市 ICT 利活用方針 2016-2020 のイメージ



資料編

1 各種要綱

(1) 仙台市情報化推進本部設置要綱

(目的)

第1条 高度情報化の進展に対応し、本市における地域情報化及び行政情報化の総合的な推進を図るため、仙台市情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域情報化及び行政情報化に係る基本計画の策定及びその推進
- (2) 高度情報化モデル地域構想の促進
- (3) 地域高度情報化対応事業の推進
- (4) その他本市の高度情報化の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長がこれに当たる。
- 3 副本部長は、副市長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうち、あらかじめ本部長の指名する者が本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、推進本部の会議を招集し、その議長となる。

(委員会等)

第6条 推進本部は、具体的事業の推進、専門的事項の調査・研究のため、必要に応じ関係職員で構成する委員会等を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務企画局情報政策部情報政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月3日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理監、総務局長、まちづくり政策局長、復興事業局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、子供未来局長、環境局長、経済局長、都市整備局長、建設局長、青葉区長、宮城野区長、若林区長、太白区長、泉区長、会計管理者、消防局長、教育長、水道事業管理者、交通事業管理者、ガス事業管理者、病院事業管理者

(2) 仙台市情報化推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における情報化の円滑な推進を図るため、仙台市情報化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市の情報化に関する基本的計画の推進に関すること。
- (2) その他本市における情報化の推進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、本市の情報化に関し識見を有する者及び情報化に関する専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(情報セキュリティ専門委員会及び専門委員)

第7条 市長は、本市の情報セキュリティに関する専門的な事項を調査審議するため、推進会議に情報セキュリティ専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員5人以内をもって組織する。

3 専門委員は、推進会議の委員、学識経験者、情報セキュリティに関する専門的な知識を有する者又は情報化関連事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

4 専門委員の任期は、2年以内の市長の指定する期間とする。

5 専門委員は、再任されることができる。

6 専門委員会に委員長を置き、専門委員のうちから座長が指名する。

7 委員長は、専門委員会の事務を統括し、専門委員会の会議の経過及び結果を推進会議に報告する。

8 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する専門委員がその職務を代理する。

(専門委員会の会議)

第8条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会の会議は、委員長が出席し、かつ、専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議及び専門委員会の庶務は、総務企画局情報政策部情報政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月10日から施行する。

(中略)

附 則

(実施期日)

1 この改正は、平成22年10月18日から施行する。

(仙台市情報セキュリティ評価委員会設置要綱の廃止)

2 仙台市情報セキュリティ評価委員会設置要綱（平成15年6月24日市長決裁）は、廃止する。

(仙台市情報セキュリティ評価委員会設置要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この改正の実施の日において、前項の規定による廃止前の仙台市情報セキュリティ評価委員会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、改正後の第7条第3項の規定により委嘱された専門委員とみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、市長が指定する期間とする。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

2 仙台市情報化推進会議委員名簿

(平成28年3月現在。敬称略、五十音順)

委員名	役職等
及川 多香子	NPO法人ボランティアインフォ理事
熊谷 正朗	東北学院大学工学部教授
曾根 秀昭	【座長】 東北大学サイバーサイエンスセンター教授
千葉 ゆかり	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部宮城法人営業部
林 隆史	会津大学コンピュータ理工学部教授
柳生 聡子	フリーアナウンサー
吉田 正弘	NPO法人仙台シニアネットクラブ理事長

◆情報セキュリティ専門委員会委員

委員名	役職等
石井 夏生利	筑波大学図書館情報メディア系准教授
金谷 吉成	東北大学大学院法学研究科准教授
佐藤 昌志	東北電力株式会社情報通信部副部長
舘田 あゆみ	NECソリューションイノベータ東北支社 東北事業推進本部エグゼクティブエキスパート
林 隆史	【委員長】 会津大学コンピュータ理工学部教授

3 これまでの主な取り組み

(1) 市民サービスの向上に向けた情報化の取り組み

① 仙台市公式ホームページの整備(平成7年度開設)

平成7年度から公式ホームページの運用を開始し、掲載情報や対応言語を順次拡充しており、平成15年度には携帯版サイトも開設しました。

また、災害発生時などの緊急時にはアクセスが集中して接続しにくい状況が発生するという問題がありましたので、平成27年度からは緊急時にはデータ量が小さい簡易版のページに切り替える対策を行うとともに、アクセス集中を分散して対応するためのキャッシュサーバも導入しました。

② 図書館情報システムの導入(平成13年度運用開始)

平成13年度から蔵書検索システムの運用を開始し、平成19年度からはインターネットを通じた貸出予約を開始しました。また図書資料だけでなく、平成23年1月からは音響資料について、同年10月からは映像資料についても、インターネット予約を開始しました。

③ 市民利用施設予約システムの導入(平成15年度運用開始)

平成15年度からスポーツ施設や文化施設などの予約受付から使用料収納までを処理し、インターネットを通じて空き状況照会や利用予約などができる市民利用施設予約システムの運用を開始しました。

また、施設の使用料や設備等の変更に対応できるようにするため、平成25年度にシステムを更新しました。

④ ガス・水道に関するオンライン手続きの導入(平成16年度運用開始)

平成16年度からガス局ホームページにおいて、ガスの使用開始・中止お申し込みを受け付けるサービスを開始し、平成19年度にはガス設備点検などにも対象を拡大しています。

また、平成18年度から水道局ホームページにおいて、水道の使用開始・中止のお申し込みを受け付けるサービスを開始しました。

⑤ バスロケーションシステム「どこバス仙台」の導入(平成18年度運用開始)

平成18年度から市営バス・宮城交通バスのバス停への接近情報をリアルタイムで提供するバスロケーションシステム「どこバス仙台」の運用を開始しました。

また、スマートフォンの普及に伴い、平成23年度以降、それまで増加していた携帯電話からのアクセス件数は減少に転じ、代わってパソコン・スマートフォン版へのアクセス件数が増加しています。

⑥ 全市立学校の校内LAN整備(平成18年度完了)

平成18年度に全ての市立小中学校において、校内のどの教室でもインターネット等を活用できる環境の整備が完了しました。子供たちの学習に様々な場面で活用されています。

- ⑦ 市民GIS「せんだいくらしのマップ」の導入（平成 20 年度運用開始）
 平成 20 年度から市の施設等の情報を地図上に表示することで分かりやすく情報を提供する「せんだいくらしのマップ」の運用を開始しました。また、操作性や動作速度の向上を図るため、平成 25 年度にシステム更新を行いました。
- ⑧ 電子入札システムの導入（平成 20 年度運用開始）
 平成 20 年度から企業等がインターネットを通じて市が発注する業務の入札・開札に参加することができる電子入札システムの運用を開始し、平成 27 年度時点では、契約課、水道局及びガス局が発注する工事について適用しています。
- ⑨ 運賃等検索システム「せんだい市バス・地下鉄ナビ」の導入（平成 22 年度運用開始）
 平成 22 年度から地下鉄・市営バスの運賃・経路をパソコンや携帯電話から検索できる「せんだい市バス・地下鉄ナビ」の運用を開始しました。バスロケーションシステム「どこバス仙台」との連携によって、バス接近情報の表示も可能となっており、バス・地下鉄利用における利便性が一層向上しました。
- ⑩ 電子申請サービスの導入（平成 22 年度運用開始）
 平成 22 年度から区役所等への手続きを、インターネットを通じて行うことができる電子申請サービスの運用を開始しました。宮城県及び県内市町との共同方式で導入し、市民等がパソコンやスマートフォン等から申請を行うことができる手続きがこれまでより増加しました。
- ⑪ メール配信サービスの導入（平成 22 年度運用開始）
 平成 22 年度から仙台市のイベント情報や子育て、防災・防犯、地域のごみ収集情報等を電子メールで配信するメール配信サービスの運用を開始しました。登録者は配信を希望する情報を複数指定し、電子メールで受け取ることができます。また、電子メールで配信する情報についても順次拡大してきました。
- ⑫ 仙台市西部地域への光ファイバ網の整備（平成 22 年度整備）
 民間事業者による超高速ブロードバンドサービスの提供が実現していなかった仙台市西部地域全体（青葉区の一部（大倉、熊ヶ根、作並、新川）及び太白区の一部（秋保町長袋、秋保町馬場））において、本市主導により光ファイバ網を整備しました。これにより、市内における超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯のカバー率を 99.9%以上とすることができ、現在では世帯カバー率が 100%になっています。
- ⑬ ソーシャルメディアを活用した情報発信（平成 24 年度）
 平成 24 年度にソーシャルメディアの利用に関する要綱とガイドラインを策定し、ソーシャルメディアを活用した情報発信を本格化しました。
 また、ソーシャルメディアを活用したサービスを順次拡大し、平成 27 年 12 月時点で 44 のサービスを提供しています。

- ⑭ 観光客向け無料公衆無線 L A N サービスの導入（平成 24 年度）
 平成 24 年度に通信事業者・宮城県等と連携し、県内を訪れた外国人観光客を対象に無料公衆無線 L A N サービスの提供を開始しました。
 また、平成 26 年度から、外国人観光客に加え、国内の観光客も対象とした無料公衆無線 L A N サービス「SENDAI free Wi-Fi」を仙台城跡の伊達政宗騎馬像周辺に整備し、平成 27 年度には、市内観光周遊バス「るーぶる仙台」車内及び停留所付近や観光案内所等 30 か所に拡大・整備しました。
- ⑮ I C カード乗車券「icsca（イクスカ）」の導入（平成 26 年度運用開始）
 快適で迅速な改札通過、バスの乗降時間の短縮による定時性確保などの利便性向上を図るため、平成 26 年度に市営地下鉄南北線で、平成 27 年度には市営地下鉄東西線及び市営バス・宮城交通バスで I C カード乗車券「icsca（イクスカ）」を導入しました。
- ⑯ オープンデータのポータルサイト開設（平成 26 年度開設）
 平成 26 年度にオープンデータのポータルサイトを開設しました。
 その後、統計データと地理情報データを中心に順次対象データを拡大しています。
- ⑰ コンビニを活用した各種証明書の交付（平成 27 年度開始）
 平成 27 年度に個人番号カードに搭載されている電子証明書を活用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を受けられるようにしました。
 市内 16 か所に設置されている自動交付機と比べ証明書の種類が追加され、時間帯についても、午前 6 時 30 分から午後 11 時まで利用できます。

(2) 市民の安全・安心の向上に向けた情報化の取り組み

① 災害情報提供システムの整備（平成 18 年度運用開始）

平成 18 年度から災害発生情報や避難情報、防災気象情報、地震・津波情報などの災害に関する情報をホームページ「杜の都の防災 Web」「杜の都の防災 Mobile」及び災害発生情報などを電子メールで配信する「杜の都防災メール」を開始しました。

② 消防・救急車両到達時間短縮支援システムの導入（平成 20 年度運用開始）

平成 20 年度から携帯電話・IP 電話による通報者の位置情報を指令台ディスプレイに表示する消防・救急車両到達時間短縮支援システムを導入しました。

これにより、これまで所在が把握しにくかった通報者の位置の的確な把握が可能になり、消防・救急車両の現場到達時間の短縮にもつながっています。

③ 被災者支援システムの導入（平成 23 年度運用開始）

仮設住宅入居者情報や義援金申請者、り災認定者等の情報を一元的に集約・共有するシステムを構築し、住宅再建支援や就労支援、ひとり暮らし高齢者等の見守り支援等、東日本大震災による被災者に対するきめ細やかな支援を確実にかつ効率的に行えるようにしました。

④ 仙台市消防局応急手当 WEB 講習システムの導入（平成 24 年度運用開始）

パソコン・タブレット型端末・スマートフォンを利用して、時間や場所にとらわれることなく、自分のペースで応急手当の方法を学ぶことができます。

また、スマートフォン用アプリケーションとして提供している「救命ナビ」には、いざという時に現場で「119 番通報」と「心肺蘇生法」の一連の流れを、動画や音声により分かりやすく案内してくれる機能も有しています。

⑤ 仙台市津波情報伝達システムの整備・拡大（平成 23 年度～）

東日本大震災での津波により 50 基中 38 基の屋外拡声装置が水没、流失等により使用できない状態となりましたが、平成 23 年度中に 16 基、平成 24 年度は新たな浸水エリア等への設置を含め 40 基を整備し、平成 27 年 3 月時点では全体で 76 基の屋外拡声装置が整備されています。

⑥ 緊急速報メールの導入（平成 24 年度運用開始）

津波警報・大津波警報が発表された場合等において、避難勧告など緊急を要する災害情報をより多くの市民の方に迅速に提供するため、平成 24 年度から携帯電話事業者大手 3 社が提供している緊急速報メールを利用した情報提供を開始しました。

⑦ ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定（平成 26 年度）

災害発生時における「業務継続性」の確保を目的に、発災後の初動業務に係る ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を平成 26 年度に策定しました。

その後は職員の災害対応力の維持・強化のため、定期的な訓練を実施しています。

(3) 行政内部の情報化に関する取り組み

① 庁内 L A N の整備（平成 9 年度より順次整備拡大）

仙台市役所各庁舎を結ぶネットワーク、及びネットワークに接続する職員の一般事務処理用端末を整備し、業務の効率化、情報伝達の円滑化等を実現しています。平成 27 年 12 月末時点の端末数は約 5,900 台となりました。

② 仙台市行政情報セキュリティポリシーの策定（平成 14 年度策定）

本市の情報セキュリティに関する統一的なルールとして策定しました。これに基づき、職員向けの情報セキュリティ研修の定期的な実施や内部監査等を継続的に実施するなど、市役所のセキュリティレベルの向上を図っています。

また、新たな脅威などに対応するため、必要に応じて内容の見直しも行っていきます。

③ 基幹システムの再構築（平成 16 年度～平成 21 年度）

大型汎用コンピュータで運用（昭和 41 年～）していた住民基本台帳、税、福祉等の基幹業務システムのダウンサイジングを実施し、コスト縮減を実現しました。

④ 内部事務系情報システムの整備（平成 18 年度～平成 21 年度）

市役所内部における事務処理を効率化し、情報共有を促進するシステム（財務会計システム（再構築）、文書管理・庶務事務システム、契約・業者管理システム（再構築）、給与システム（再構築）、グループウェア、庁内向け G I S（地理情報システム）など）を順次導入（一部は大型汎用コンピュータで運用していたシステムを再構築）しました。

⑤ 教職員用パソコンの配備（平成 22 年度に一人 1 台体制の整備を完了）

情報セキュリティの向上と学校教職員及び教育委員会の事務効率化を図るため、教職員用パソコンの整備を進めました。

⑥ 情報システム最適化の推進

情報システムの効果的な運用・管理と経費縮減を目的に、平成 26 年度からシステム所管課が作成する仕様書等を情報政策部門が審査する「システム審査」を開始しました。

また、平成 27 年度からは情報政策部門にシステム最適化推進室を設置し、情報システム最適化の更なる推進を図っています。

4 用語解説

索引	用語	用語解説
B	B P R	「 B usiness P rocess R e-engineering」の略。業務内容やその流れ(業務プロセス)を分析し最適になるように設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。
F	Facebook	インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の一つ。
I	I C T	「 I nformation and C ommunications T echnology」の略。「情報通信技術」と和訳される。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「 I T (Information Technology)」とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として I T が普及したが、国際的には I C T が広く使われている。
I	I C T ガバナンス	組織体、共同体が I C T を導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価し、理想とする I C T 活用を実現する仕組みをその組織の中に確立すること。
I	I o T	「 I nternet of T hings」の略。パソコンやスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。
T	Twitter	インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の一つ。
お	オープンデータ	政府や地方公共団体などの行政機関が、統計・行政などのデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含めた二次利用可能な利用ルールで公開する取り組み。
き	キャッシュサイト	アクセスの集中によりウェブサイトを開覧しづらい状況が発生した場合などに、アクセスの負荷軽減等を目的として提供される別のウェブサイト。
ぎ	業務継続計画	何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと又は業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。 「 B C P 」(「 B usiness C ontinuity P lan」の略。)ともいう。
く	クラウドコンピューティング	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群(クラウド:雲)にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。

索引	用語	用語解説
く	クラウドサービス	クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービス。
こ	コンピュータウイルス	電子メールやホームページ閲覧などによってコンピュータに侵入する特殊なプログラム。 何らかのメッセージや画像を表示するだけのものもあるが、危険度が高いものの中にはコンピュータが起動できないようにするものもある。
こ	公衆無線 LAN	店舗や公共の空間などで提供される、無線 LAN によるインターネット接続サービス。
さ	サイバー攻撃	インターネットなどを利用して、コンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行なったりすること。
さ	サイバーセキュリティ	サイバー攻撃に対する防衛行為。
じ	情報セキュリティ	情報資産を安全に管理し、適切に利用できるように運営する経営管理のこと。適切な管理・運営のためには、情報の機密性、保全性、可用性が保たれていることが必要となる。
す	スマートフォン	音声通話以外に、インターネット接続、スケジュール管理、メモ帳など、携帯情報端末（PDA）と同等の機能をもつ多機能型携帯電話。
そ	ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアのこと。利用者同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。
た	タブレット型端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを使用し、ほとんどの操作を指で行う、平板状の携帯情報端末（PDA）。
だ	ダウンサイジング	装置やシステムなどを小型化、軽量化、小規模化すること。特に情報通信関係では、企業や官公庁の情報システムを大型汎用コンピュータ（メインフレーム）中心のシステムから UNIX 等の汎用 OS を搭載したサーバやパソコンなどを組み合わせたシステムへ移行すること。
ち	地理情報システム	位置情報に関するデータを地図上に表示し、高度な分析や判断を可能にするシステム。 「GIS」（「Geographic Information System」の略。）ともいう。
で	データセンター	インターネット用のサーバやデータ通信、固定・携帯・IP 電話などの装置を設置・運用することに特化した建物。
は	汎用コンピュータ	従来、企業や官公庁の基幹業務システムなどに用いられてきた大規模コンピュータ。メインフレームともいう。
ば	パーソナルデータ	氏名などの個人の識別情報（個人情報）よりも広く、位置情報や購買履歴などの個人識別性のない情報も含まれる。

索引	用語	用語解説
ば	パッケージソフトウェア	事業者が構築した、ある業務で汎用的に利用できる既成のソフトウェア。
ひ	標的型攻撃	特定の組織を狙って行われるサイバー攻撃の一種。
び	ビッグデータ	従来システムでは記録、管理、解析等が難しい巨大なデータ群。
ぶ	ブロードバンド	光ファイバ網をはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線のこと。
ま	マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に 12 桁の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理する制度で、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤である。
ま	マイナポータル	マイナンバーの付いた各自の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるサイト。
ま	マネジメントサイクル	計画・実施・評価・改善の各プロセスを繰り返し実施し、継続的に改善を続けること。

仙台市 I C T 利活用方針 2016-2020

**編集・発行：仙台市まちづくり政策局情報政策部情報政策課
〒980-8671 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号**

電 話 022-214-1250 F A X 022-214-8136

U R L <http://www.city.sendai.jp/>

E-mail kik002070@city.sendai.jp

(平成 28 年 3 月発行)